

## 群馬県特別栽培農産物認証要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、消費者の農産物に対する安全性や環境問題への関心の高まりに対応し、本県の生産者が一定の栽培方法に基づいて生産する農産物（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律が定める有機農産物は除く。以下「特別栽培農産物」という。）及びその農産物を原材料とした加工食品の認証について必要な事項を定めることにより、適正な流通と消費者に対する信頼性の確保を図るとともに、生産者の生産意欲の高揚及び環境と調和した農業に取り組む産地を育成することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の（1）から（7）に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。

#### （1）認証

第3に規定する農産物等について第4に規定する認証要件に適合することを知事が認め証することをいう。

#### （2）検査認証業務

農産物の栽培管理状況及び栽培管理記録簿等を確認し、特別栽培農産物として認証する業務をいう。

#### （3）確認機関

知事の認定を受けて検査認証業務を行う団体をいう。

#### （4）検査員

確認機関に籍を置き、知事の登録を受けて検査認証業務に従事する者をいう。

#### （5）生産登録

特別栽培農産物を栽培し、認証を受けようとする者を知事が登録することをいう。

#### （6）生産登録者

生産登録を受けて、特別栽培農産物の栽培を行う者をいう。

#### （7）栽培責任者

生産登録者が特別栽培農産物を適切に栽培及び出荷するための指導を行う者をいう。

#### （8）とう精登録

特別栽培農産物として認証された玄米をとう精し、とう精された精米を特別栽培農産物として流通しようとする者を知事が登録することをいう。

#### （9）とう精登録者

とう精登録を受けて、とう精を行う者をいう。

#### （10）加工食品登録

特別栽培農産物として認証された農産物を原材料として使用した加工食品を製造し、特別栽培農産物加工食品として流通しようとする者を知事が登録することをいう。

#### （11）加工食品登録者

加工食品登録を受けて、加工食品の製造を行う者をいう。

### (対象農産物等)

第3 認証の対象農産物等は、次のとおりとする。

#### （1）本県において栽培され、不特定多数の消費者に販売される農産物であって、別に定める認証基準に掲載された農産物

- (2) 第3(1)の玄米を原料とし、とう精された精米
- (3) 第3(1)の農産物を原材料とし、群馬県特別栽培農産物加工食品認証要領で対象とする加工食品

#### (認証要件)

第4 対象農産物等の認証は、次に掲げる要件を全て満たす場合に行うものとする。

- (1) 認証基準を遵守した管理が行われていること。
- (2) 第9に規定する生産ほ場、栽培管理状況等の確認結果に問題がないこと。
- (3) 栽培管理記録簿、とう精記録簿又は製造管理記録簿の記載が正確に行われており、その内容が適正であること。
- (4) 出荷管理及び認証票の使用が、適正に行われることが確実であること。

#### (確認機関の認定)

第5 確認機関になろうとする団体は、業務規程及び検査員等を定め、検査認証業務を開始する前の別に定める期間に、知事に認定の申請をしなければならない。

- 2 知事は、第5の1の規定による申請内容が適正と認められる場合には、申請した団体の認定及び検査員の登録を行うものとする。

#### (生産登録)

第6 生産登録を受けようとする者は、栽培責任者及び栽培内容等を定め、栽培を行う年の別に定める期間に、知事に登録の申請をしなければならない。

- 2 知事は、第6の1の規定による申請内容が適正と認められる場合には、申請した者の登録を行うものとする。

#### (とう精登録及び加工食品登録)

第7 とう精登録を受けようとする者は、とう精内容等を定め、とう精を行う前の別に定める期間に、知事に登録の申請をしなければならない。また、加工食品登録を受けようとする者は、加工食品の製造内容等を定め、加工食品の製造を始める前に知事に登録の申請をしなければならない。

- 2 知事は、第7の1の規定による申請内容が適正と認められる場合には、申請した者の登録を行うものとする。

#### (認証及び認証の表示)

第8 認証は、生産登録者が栽培した農産物が、第4に規定する要件に適合することを確認機関が確認した場合に行うものとする。ただし、精米及び加工食品の認証については、知事が確認するものとする。

- 2 第8の1の規定により認証された農産物等（以下「認証農産物等」という。）には、別に定める表示を付すことができるものとする。

#### (生産ほ場、栽培管理状況及び出荷状況等の確認)

第9 確認機関は、生産ほ場、栽培管理状況及び出荷状況等の確認を適正に行わなければならない。

- 2 知事は、第9の1の確認について確認機関から意見を求め、又は確認機関及び生産登録者の立会いのもとに生産ほ場及び栽培管理状況等の調査を行うものとする。
- 3 知事は、とう精登録者の立会いのもとに、とう精現場及びとう精状況等の調査を行うものとする。

4 知事は、加工食品登録者の立会いのもとに、加工食品製造所及び加工食品製造状況等の調査を行うものとする。

(実績報告)

第 10 生産登録者及びとう精登録者は、認証農産物の出荷・販売又はとう精が終了したときは、実績報告を知事に提出しなければならない。

2 加工食品登録者は、年度ごとに実績報告を知事に提出しなければならない。

(認定及び登録の取消し)

第 11 知事は、確認機関に不適当な行為が認められたときには、認定を取り消し、又は改善のために必要な指導を行うものとする。

2 知事は、検査員に不適当な行為が認められたときには、登録を取り消し、又は改善のために必要な指導を行うものとする。

3 知事は、生産登録者、とう精登録者又は加工食品登録者に不適当な行為が認められたときには、登録を取り消し、又は改善のために必要な指導を行うものとする。

(群馬県特別栽培農産物認証制度の適正の確保)

第 12 知事は、この要綱に定める制度の運営が適正に行われるよう、必要に応じて関係者、有識者等に意見を求めることができる。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、認証に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 1 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 3 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 8 月 24 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 7 月 18 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。